

令和4年2月10日
新型コロナウイルス対策本部
(本部長:三芳町長)

まん延防止等重点措置等の延長に伴う町の対応について

埼玉県における、まん延防止等重点措置等の実施期間の延長に伴い、埼玉県の要請に基づき、町の対応として以下のとおり期間の延長を行います。

期 間	令和4年3月6日（日）まで
内 容	<ul style="list-style-type: none">■ 町主催事業の扱い<ul style="list-style-type: none">・ 不特定多数が参加する事業の延期または中止を検討する・ 事業の実施には、感染症対策を十分に行う マスクの着用の徹底、手指の消毒の徹底、検温の徹底、3密の回避 参加者の名簿等の連絡先の管理■ 町内公共施設の扱い<ul style="list-style-type: none">・ 感染防止対策の徹底 (例) マスクの着用の徹底、手指の消毒の徹底、検温の徹底・ 3密の回避